

伏見 よもやま かわらばん

2024

No.179

9・10月号

編集発行人

税理士法人

伏見会計事務所

〒420-0804

静岡県葵区竜南3丁目10-18

TEL (054) 246-2433 (代)

FAX (054) 246-9389

E-mail: kaikei@t-fushimi.co.jp

URL: http://www.t-fushimi.co.jp/



貯蓄から投資へ???

国の大号令により令和6年1月よりスタートした新NISAが快調に口座数を増やしてきた中、ここに来て（令和6年8月初現在）歴史的な株価の大暴落が発生いたしました。

1月から8月までの日経平均や為替の推移から想像するに新NISAから始めた資産運用の多くは国内外資産問わず投資額を割り込んでしまったのではないのでしょうか。

今後も不安定なマーケットが続くと予測される中、資産運用は自身のリスク許容度をしっかり把握し無理のない範囲で行うことが一番大事だと改めて思いました。

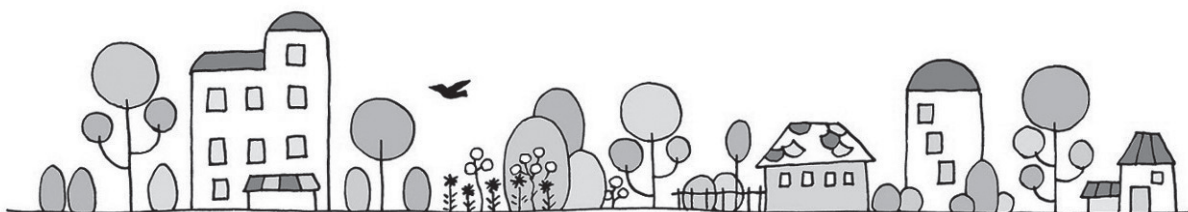
このコーナーでは税務に関する様々な情報を提供して参ります。記事の内容についてご質問等がございましたら、下記の電話番号、もしくは担当者までお問い合わせ下さい。リクエスト等もお待ちしております。

☎ 054-246-2433

NISA口座での株式譲渡益課税

非課税ですが注意点が3つ

- ① NISA口座内で取得した上場有価証券等を譲渡したことによる損失はないものと見なされますので、損益通算や繰越控除ができません。
- ② NISA口座内で取得した上場有価証券等を特定口座や一般口座へ移管する場合は、その移管時の価額で取得したものとみなされて移管がされますので、結果①と同様にNISA口座内にあるときに生じた含み損は損益通算や繰越控除できません。
- ③ 旧NISAには非課税期間の期限があります。
(一般5年、つみたて20年) ロールオーバー制度もなくなりました。



行政書士法人 **葵事務所** です!!

いろいろな業務を扱っています。
まずはお気軽にご相談ください。

「遺言を書きたいのですが…」 というお問合せが増えています。



相続関係のトラブルを予防するため、遺言書作成を希望する人が増えています。

そのようなときには遺言の手続を行政書士がサポートします。



▶このような業務を承ります。まずは、お気軽にご相談ください。

- ・遺言書 (自筆証書遺言・公正証書遺言等)
- ・相続人の調査手続
- ・遺産目録の作成
- ・遺産分割協議書
- ・遺言執行
- ・預貯金の解約手続等 ……

相続に関して分からない事、心配な事は
ご相談ください!



★ご不明な点は、お気軽にお問い合わせください。

葵事務所 / 行政書士：西村まで ☎ 054-247-6148



伏見よもやまかわらばんは伏見会計事務所の ホームページでも見ることができます!

ホームページでは詳しい
業務紹介やスタッフ紹介も
していますので、
是非ご覧ください!

第一グループ
伏見会計事務所

検索!

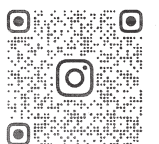


URL <http://www.t-fushimi.co.jp>



伏見会計事務所のInstagramページ更新中!!

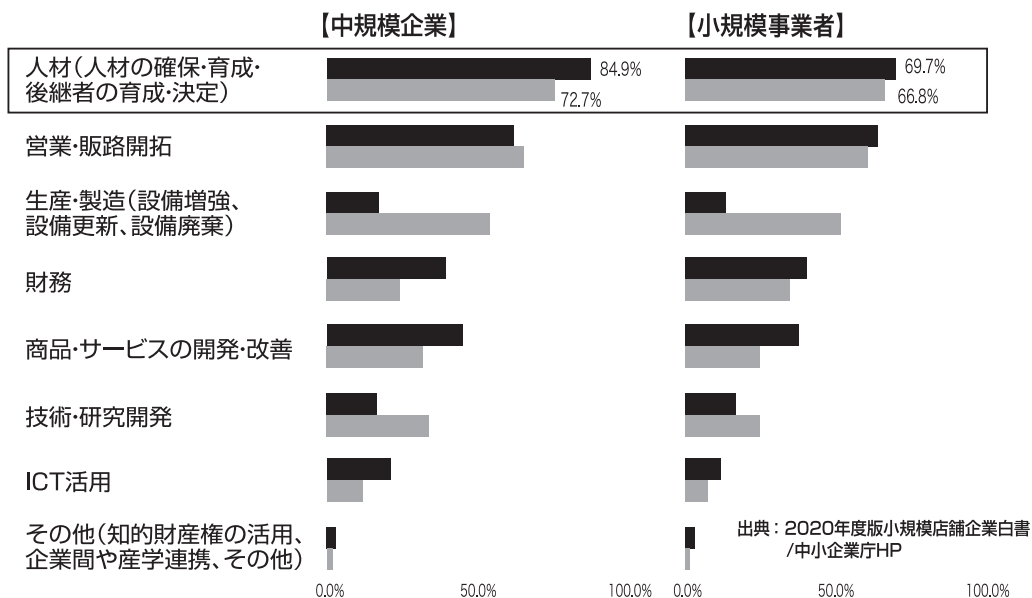
伏見会計内での日々の出来事やお知らせを
Instagramでもご紹介できるよう
になりました。フォローして必要な情報を
活用してください。



「人材確保にお悩みはありませんか？」

近年、少子化にともなう労働力人口の減少や、雇用形態の多様化など産業人材を取り巻く環境の変化により、多くの中小企業が人材の確保や育成を重要な経営課題と認識しています。貴社においても人材の流出、人材を確保したのちの人材育成が課題となっていないませんか？

重要と考える経営課題（企業規模別、業種別）



当社取り扱いのビジネスマスター(事業活動総合)保険の一部であるメディカルマスターと子育て介護応援特約のご提案です。

〈メディカルマスター補償内容〉

- ・疾病入院医療費用補償特約(実額払)・・・病気で入院したときの費用を最高200万円を限度に補償します。
- ・疾病入院医療補償保険金支払特約(日額払)・・・病気で入院した場合に1日あたり最高2万円、最長180日間を限度に補償します。
- ・長期障害所得補償特約・・・ケガや病気で働けなくなったときの所得を最高15万円、最長2年間を限度に補償します。

メディカルマスターでは従業員(役員も可能)の日常の疾病を補償することができます。求人記載を同業他社と差別化でき人材確保につながります。

離職防止・採用力アップ「子育て介護応援特約」

若い世代を中心に仕事も家庭も大切にしたいと考える人が増える中、企業が男性の育休取得を積極的に促進させることは従業員のモチベーションアップにつながります。従業員満足度が高まれば、離職防止にも大きく貢献するでしょう。また、育休取得率が上がることで、ワーク・ライフ・バランスの整った職場として、企業のイメージアップにつながります。

家庭を持つ人が多いキャリア採用においてはもちろんのこと、新卒採用においても希望条件として「従業員の健康や働き方に配慮している」ことを重視する傾向が高まっており、育休取得率の高さは採用においてもプラスになります。

ただ、実際従業員が休職になってしまうと、**代替人員を採用しないといけない**・**休職中の社会保険料の負担**・**復帰後の働き方**など課題が多くありますが、それらを保険でサポートいたします。従業員のみなさんが安心して働き続けることができるよう、福利厚生を充実させることで、従業員の採用・定着や事業活動の安定にもつながります。

従業員の皆さまが安心して休業できる環境整備をサポートします！

① 職場復帰する従業員がテレワークを活用できるように在宅勤務用PCの購入費用等の**職場環境整備費用**をサポート

② 休職する従業員の**代替人員を採用するための費用**を補償し、業務管理をサポート

③ 休業中の従業員の**社会保険料を補償**することで企業の負担を軽減(育児による休業の場合を除く)

子育て

積極的に育児に参加する従業員を後押し、パパ育休も推奨したい。



病気療養

病気で休業せざるを得ない従業員に療養に専念してもらいまた職場に戻ってきてほしい。



介護

親の介護に集中したい従業員に気兼ねなく休業してもらい、復帰する環境を整えたい。



(株)第一経営 / 松永・小池 TEL 070-3286-7362(直通)



現行の健康保険証は廃止され、マイナ保険証に移行します。

(令和6年12月2日以降)

令和6年12月2日以降は新規の発行はされません。

- 令和6年12月2日以降の健康保険証が発行されません。

既に発行済みの健康保険証は引き続き一定期間使用可能です。

- 協会けんぽ(社会保険)
→ 令和7年12月1日まで使用可能
- 国民健康保険・後期高齢者医療保険
→ 保険証に記載されている有効期限まで使用可能

マイナンバーカードを持っていない場合は？

- マイナンバーカードを持っていない、マイナ保険証の利用登録をしていない人に対し「資格確認書」が発行されます。医療機関等窓口で提示すると引き続き保険診療を受けることができます。(有効期限あり)

マイナ保険証利用のメリットは？

- 高額医療費制度の自動適用(事前申請や立替払いが不要になります)
- 確定申告時の医療保険控除簡素化(医療費領収書の管理・保管が不要になります)

現時点で国から示されている情報に基づくものですので、今後内容に変更が生じる可能性があります。

■ お問い合わせは……第一労務事務所 社会保険労務士: 安竹・山口まで 054-246-4774

■ 編集後記 ■

今年の夏は静岡でも40度超えの気温でしたね。慣れない気温に人も動物もバテバテでしたが、すごいと思ったのは俗に雑草と言われる草達は雨が降らなくても全然元気なんですよね。近くのドッグランの草取りのお手伝いをした際に、蔓延る草達に畏敬の念を抱きましたが、あやかりたいと思いつつ、手を合わせ抜かせて頂きました。多分、すぐに増えてくるのだらうと思いながら(笑)



「植物大好き」



アロマティカス シソ科

見た目の可愛さから人気のある多肉質のハーブで香りもとても爽やかです。

葉っぱに細かい毛が生えていてベルベットの様な手触りが魅力です。ゴキブリなど虫除けに効果のある植物ですが、繁殖力が強いので地植えするのはお勧め出来ないようです。挿し芽で増やすことが出来るので鉢植えや水栽培で楽しんでみるのもいいかもしれませんね。私も現在、子株をたくさん増やすべく実行中です。